

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3 - (10))

施策名	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現 (政策体系上の位置付け： - 13 - (1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹⁾ 対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者²⁾の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 ・外国人との共生社会の実現のため、相談対応の充実を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	23,597,498	24,282,360	23,807,397 (10,663,460)	22,757,027 (10,282,857)
		補正予算(b)	4,038,198	3,925,839	1,574,683 (1,418,024)	-
		繰越し等(c)	1,802,300	1,833,759	681,631 (1,418,024)	
		合計(a+b+c)	25,833,396	30,041,958	26,063,711 (10,663,460)	
執行額(千円)	23,791,635	27,024,680	23,306,864 (10,429,706)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定) ³⁾ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定) ⁵⁾ 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定) ⁶⁾					

()内について、令和3年度は内閣官房及びデジタル庁、令和4年度はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標値					達成
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対元年度増					未達成
	基準値	実績値				
	元年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	76 1	76	78	76 1	2	2
参考指標	実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	

1 外国人入国者数	2,743万人	3,010万人	3,119万人	431万人	35万人
2 外国人出国者数	2,718万人	2,985万人	3,096万人	468万人	50万人
3 日本人帰国者数	1,788万人	1,891万人	2,003万人	368万人	50万人
4 日本人出国者数	1,789万人	1,895万人	2,008万人	317万人	51万人
5 自動化ゲートの利用者数	331万人	1,260万人	3,500万人	774万人	72万人
6 バイオカーターの導入状況	成田空港等 12空港に導 入	北九州空 港等2空 港に導入	羽田空 港に導入	博多港及び 比田勝港に 導入	-

- 1 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

測定指標	令和3年度目標値					達成
	対2年増					
2 在留資格取消件数	基準値	実績値				
	2年	29年	30年	元年	2年	3年
	1,210	385	832	993	1,210	800

測定指標	令和3年度目標値					達成
	対2年増					
3 違反事件数(件)	基準値	実績値				
	2年	29年	30年	元年	2年	3年
	15,875	13,686	16,269	19,386	15,875	18,012
参考指標	実績値(各年1月1日現在)					
	30年	31年	2年	3年	4年	
1 不法残留者数(人)	66,498	74,167	82,892	82,868	66,759	

測定指標	令和3年度目標値					達成
4 地方公共団体等と連携を行った回数(回)	対2年度増					達成
	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	377	-	-	-	377	652
参考指標	実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
1 地方公共団体等と連携を行った回数(回) 「受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)」と「一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)」を合わせた数	-	-	-	377	652	
2 受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)	-	-	-	212	381	
3 一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)	-	-	-	165	271	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2、3及び4は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象が大幅に減少したことから、令和2年4月以降は計測を見合わせているため、未達成とした。</p> <p>測定指標2について、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、在留資格に応じた活動を行うことができない場合について、正当な理由がある場合として在留資格を取り消さないこととしたことに加え、同感染症の影響により、帰国することが困難な者には、当面の在留継続のため所要の在留資格に変更する措置を実施したことから在留資格取消件数が減少したものと理解している。その結果として、目標件数を下回っているため未達成とした。</p> <p>測定指標3について、目標件数を上回っているため、達成とした。</p> <p>測定指標4について、目標件数を上回っているため、達成とした。</p> <p>以上のとおり、測定指標1及び2については目標は未達成であり、測定指標3</p>

及び4は目標達成であったため、本施策は相当程度進展ありと判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1関係】

新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせており、目標は未達成となっている。

なお、計測及び公表の再開については、外国人入国者数の回復状況を踏まえつつ検討することとしている。

【測定指標2関係】

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、在留資格に応じた活動を行うことができない場合について、正当な理由がある場合として在留資格を取り消さないこととしたことに加え、同感染症の影響により、帰国することが困難な者には、当面の在留継続のため所要の在留資格に変更する措置を実施したこと等から在留資格取消件数が減少し目標は未達成となっている。なお、引き続き、在留管理において関係機関等とも連携し、情報共有することで在留資格取消制度を的確に運用し不法滞在対策に努めていくこととしたい。

【測定指標3関係】

令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、不法滞在者に係る情報収集・分析を強化し、取締りを図るとともに帰国を希望して自ら出頭した事案の処理促進に努めたことで、違反事件数は18,012件と、前年より2,000件以上増加しており、対令和2年比で増加させるという目標を達成できたものと評価できる。

【測定指標4関係】

平成31年4月1日に出入国在留管理庁が発足して以降、地方公共団体との連携を強化することとしているところであり、そのため、全国の地方出入国在留管理官署に受入環境調整担当官を配置し、地方公共団体等からの意見聴取や地方公共団体への情報提供などに取り組んでいる。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により意見交換等の機会が自粛された前年度に比べ、オンラインによる意見交換会等、感染症対策を講じた上での連携が積極的に行われた。そのため、地方公共団体等と連携を行った回数は前年度比約1.7倍に増え、目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段 「出入国管理業務の実施」、「バイオメトリクスシステム⁷⁾の維持・管理」、「出入国審査システム⁸⁾の維持・管理」及び「外国人の出入国情報の管理」に関して、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート⁹⁾及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化を令和元年度に行った。入国審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人入国者数の増加が令和元年度前半は顕著であったため、指標は前年度である平成30年度をわずかに下回ることとなったが、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用が軌道に乗った令和元年度後半においては、前年度に比べ同等以上に改善が図られた。

また、上記出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化の結果、入国審査業務が大幅に軽減され、入国審査官等の配置や審査ブースの開放数について、混雑状況やフライトの乗客数、国籍・地域によって柔軟に対応することが可能となった。

令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症による影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したため、入国審査待ち時間の計測を見合わせたことから、令和3年度においても目標が未達成となっているものの、達成手段、及びは、上記のとおり、空港における入国審査待ち時間を20分以内にするという目標の達成手段として有効かつ効率的であると認められる。

【測定指標 2 関係】

達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和3年12月に出入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査^{*10}及び在留資格取消手続における意見聴取に必要な見識を深めた。さらに、達成手段 「中長期在留者^{*11}住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年は在留資格取消件数が減少し目標が未達成となっているものの、偽装滞在者の疑いがある者に対する在留資格取消制度の厳格な運用という目標の達成手段として、上記達成手段 及び は有効であると認められる。

【測定指標 3 関係】

令和3年は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、退去強制手続業務に関し、収容施設の収容余力確保等の制約・制限が多かったものの、達成手段 「出入国管理業務の実施」及び達成手段 「出入国審査システムの維持・管理」の一環として、当庁で保管する不法滞在者に関する情報を分析・活用し、警察等の関係機関と協力して取締りを行うとともに、帰国を希望して自ら出頭した事案の処理促進に努めた。

達成手段 「被収容者等の処遇」に関しては、上記のとおり、収容施設内の収容余力の確保のため、平時と比較して、その活用状況は限定的となったものの、円滑・確実に退去強制手続を執る上で、収容措置は肝要であり、各手段を効率的に活用した結果、違反事件数は前年と比較して2,000件以上増加させることができたため、目標の達成手段として、上記達成手段 、 及び については有効であると認められる。

【測定指標 4 関係】

国における外国人との共生施策に関する企画・立案に当たっては、地方公共団体との連携・協力が重要であるため、達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和3年度から、「地方公共団体等と連携を行った回数」として、「受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)」と「一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)」を合計した数を測定指標として加えた。

受入環境調整担当官が地方公共団体との意見交換等を行って、意見・要望を聴取するとともに、一元的相談窓口等へ相談員として入管職員を派遣して、入国・在留手続に関する説明をするなど、地方公共団体等との連携・協力に取り組んでいるところ、その回数は、前年を275回上回っており、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、一元的相談窓口の対応能力の向上等に貢献し、ひいては外国人の適正な在留活動につながっていると評価できる。よって、達成手段 は、外国人との共生社会の実現という目標の達成手段として有効であると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現、安全・安心な社会の実現に加え、外国人との共生社会実現のため、各取組を推進していく。

【測定指標 1】入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客(在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客)総数に占める入国審査待ち時間20分以内の上陸許可を受けた計測対象者の割合(達成率)を計測し、公表しているところ、当該取組^{*12}は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機

動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれることを踏まえ、前年度に引き続き、本指標を設定しているが、同感染症の感染拡大状況や、今後改定が予定されている「観光立国推進基本計画」の改定状況によっては、指標の変更の可能性も含め、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標2】在留資格取消件数

在留資格取消件数については、平成28年から令和2年まで5年連続で増加していたが、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が大幅に減少したことに加え、失業等により在留外国人の活動に支障が生じ、在留資格取消事由に該当する者が増加するとともに、帰国も困難となった者が本邦に多数発生した。同感染症の影響により在留資格取消事由に該当することになった者については、法令に照らし、正当な理由がある者として在留資格の取り消しを行わないとともに在留資格により認められた活動ができない上に帰国が困難で在留を引き続き認める必要がある者については、在留資格変更許可や資格外活動許可を行う特例措置が実施された結果、在留資格取消件数は減少したものと考えられる。

令和3年の件数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特殊な実績値であり、令和4年7月現在、緊急事態宣言やまん延防止措置は令和4年4月以降実施されておらず、水際対策も緩和の方向となっているほか、帰国困難者に対する特例措置を見直し、帰国に向けた措置をとることとした経緯を踏まえ、在留資格取消に関する測定指標については、従前どおり在留資格取消件数を測定指標として設定している。

【測定指標3】違反事件数

安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者の縮減に努めているところ、不法残留者については、令和4年1月1日現在では約6万6,800人と、依然として多く存在している。新型コロナウイルス感染症の影響により外国人の新規入国者数は減少していたものの、次第に外国人の入国制限が緩和され始め、今後外国人入国者数の増加が見込まれ、これに伴い、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、関係機関と連携し、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症による退去強制手続業務への影響等を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標4】地方公共団体等と連携を行った回数

外国人との共生社会実現のための環境整備にあたって、外国人との共生施策に関する企画・立案に際し、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。

また、外国人が安全・安心に暮らすにあたって重要な役割を担う一元的相談窓口相談員等として出入国在留管理庁の職員を派遣することは同窓口の対応能力向上に資するものであり、ひいては外国人の適正な在留活動につながるものである。

よって、地方公共団体等と連携・協力を推進することが重要であることから、連携を図った回数を測定指標として設定し、取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要

	<p>〔意見及び回答〕</p> <p>別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号10-1ないし10-3のとおり</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>番号10-1の意見を踏まえ、「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標2】について次期測定指標や目標の在り方、考え方を再検討し、適宜修正を行った。</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室、対象期間：平成28年1月1日～令和3年12月31日) ・「出入国在留管理基本計画¹³」(法務省、平成31年4月26日) 		
備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>		
担当部局名	出入国在留管理庁政策課	政策評価実施時期	令和4年8月

*1「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地

点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

治安の現状と戦略の概要

3 戦略の構成

（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を使用すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞行者・偽装滞行者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

（後略）

戦略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（3）情報収集・分析機能の強化

新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞行者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞行者の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

4．新たな外国人材の受入れ

（3）外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られ

るとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

*6 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)

1. 基本的な方針(抜粋)

出入国の管理、本邦における外国人の在留、人権の擁護等を所掌する法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとする。

*7 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム(上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム)と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*8 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*9 「バイオカート」

従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報(指紋及び顔写真)を取得する手続」を、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで行うための機器の通称。上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている 住居地(同法第19条の7~9)、氏名、生年月日、性別、国籍・地域(同法第19条の10)、所属機関等に関する事項(同法第19条の16)、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」(同法第19条の17)、特定技能所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている(特定技能)外国人の氏名等(同法第19条の18)のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等(同法第19条の30第2項)を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*11 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、3月以下の在留期間が決定された者、短期滞在の在留資格が決定された者、外交又は公用の在留資格が決定された者及びこれらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者、特例上陸許可を受けている者等は中長期在留者に含まれない。

*12 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省HP上で公表している(https://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html)。

入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間 = 上陸許可時刻 - (到着便の到着スポット・イン時刻(航空機がスポットに到着した時刻) + 入国審査場までの移動時間)

入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港(ターミナル・入国審査場ごと)ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*13 「出入国在留管理基本計画」

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留

の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成31年4月26日、出入国在留管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、バイオカート及び顔認証ゲートの整備推進等を掲げ、自動化ゲートによる審査対象の拡大等について、引き続き検討を行うこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進に向けた取組として、積極的な摘発等の実施や、偽装滞在対策の強化を掲げている。ここでは、観光推進立国の実現に向けた諸施策を担保するため、実効的な摘発の実施に努めていくとともに、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する正確な情報の継続的な把握に努め、退去強制手続や在留資格取消手続を執るべき者を把握した場合には、速やかにそれらの手続を執るなど、偽装滞在対策も強力に推進していくこととしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/basic_plan.html）を参照。